

Support

COMMENT

国民健康保険
制度の
解説です。



国保の そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、特別な事情がない限り、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

**警察と
役場保険年金班に
必ず届け出を**

**医療費は加害者が
負担します**

**示談をするときには
慎重にしましょう**

**国保税は
しっかり納めましょう**



交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課保険年金班にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので、注意しましょう。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担すべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうになると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなることがありますので、お気をつけください。

● 必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届けてから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛けは、しっかり持つておきましょう。

あなたの応援が町を元気にします



ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとやふるさとではなくてもあの町を応援したい、貢献したいという気持ちを「税」という形で実現し、都市と地方との税収の格差是正を図る納税制度です。
しかし、納税制度といいながら実際には「寄附制度」を活用し、地域の活性化を図ることを目的としています。

次の方々からご寄附を頂きました

これまでに寄せいただいた寄附金の状況を公表します。

応援ありがとうございました

平成 20 年 (10 月 1 日から 12 月 31 日)

寄附件数 22 件
寄附合計額 305,000 円

平成 21 年 (1 月 1 日から 2 月 18 日現在)

敬称略

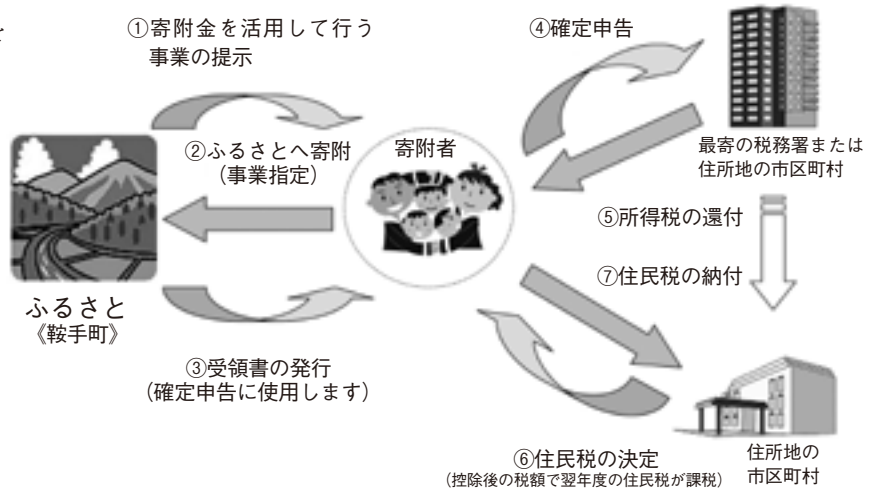
氏名	都道府県名	寄附額
匿名	福岡県	10,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
匿名	福岡県	100,000 円
森 成章	福岡県	50,000 円
森 豊明	福岡県	50,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
小谷 和子	福岡県	5,000 円
匿名	福岡県	5,000 円
匿名	福岡県	30,000 円
白石 只秋	大阪府	200,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
匿名	福岡県	10,000 円
山本 岩代	福岡県	30,000 円
寄附者合計件数	15 件	540,000 円

※公開にご承諾をいただいた方のみ、実名で公表しています。

●税法上の優遇税制

平成 20 年 4 月 30 日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されました、これまでは、寄附額の 10 万円を超える額が所得控除の対象となっていました、これからは 5 千円を越える額の一定額が翌年度に課税される個人住民税の税額から全額税額控除されることになりました。

ふるさと納税制度のしくみ (イメージ)



■寄附金を活用して行う事業を選択することができます。

事業名	事業内容
便利で快適なうるおいのあるまちづくり	◆道路・交通網の整備 住宅誘致の推進 自然環境保護 ◆ごみ処理体制の充実 消防・防災・防犯・交通安全の充実 など
地域の特性を生かした活力あるまちづくり	◆農業の振興 商工業の振興 企業誘致の推進 観光の振興 など
豊かなところと個性を育むふれあいのまちづくり	◆教育環境の充実 青少年の健全育成 子育て支援 ◆障害学習・生涯スポーツの推進 文化財の保護・継承 ◆人権教育、啓発事業の推進 男女共同参画の推進 など
一人ひとりが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくり	◆高齢者福祉の充実・推進 障害者福祉の充実 保健・医療の充実 ◆保健・医療・福祉の連携サービスの充実 社会福祉の充実

ふるさと納税に関する詳しい内容は役場企画財政課政策財政班または、町公式ホームページまで

■鞍手町役場企画財政課政策財政班

☎42局2111番 内線 341

e-mail : kikaku@town.kurate.lg.jp

URL <http://www.town.kurate.fukuoka.jp/>

